

東久留米市
第 5 次長期総合計画基本構想
(素案)

令和 2 年 4 月

東久留米市

1. まちの将来像

東久留米市のまちの将来像として、

「 みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米 」

を掲げます。

東京都で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた
落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流に象徴される
水や緑と土が織りなす風景は、東久留米市の誇りです
わたくしたちは、未来に希望をもって一人ひとりがいきいきと暮らし
人々が行き交い、まちが潤い、魅力あふれるまちをめざし
本基本構想におけるまちの将来像として

「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」を掲げます

2. まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現するための、まちづくりの基本理念は、第4次基本構想を継承し、「みんなが主役のまちづくり」とします。

まちづくりの主役である市民一人ひとり、人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざまな場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

3. まちづくりの基本目標

まちの将来像を実現するために、5つの「基本目標」を定め、基本目標を達成するための諸施策を「基本的な施策」（基本目標を達成するための施策の大綱）として展開します。基本的な施策は、基本計画の骨格ともいべき方針を示したものです。

なお、基本目標を達成するための諸施策を展開していくことは、持続可能な開発目標(SDGs)¹の達成に向けた取り組みの推進に資するものと考えます。

¹ 国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本目標：共に創るにぎわいあふれるまち

地域産業は、雇用を生み出すとともに、まちの活力を創出する重要な役割を担っています。地域産業の活性化と、新たなまちの魅力や価値の創出には、生産者と消費者がつながりを持ち、地域住民や関係団体等との共創による取り組みが必要です。

社会環境の変化や価値観の多様化によって、人と人との関わりや地域コミュニティの意識が薄れている中、地域住民が互いに助け合い、だれもが地域の担い手として活躍することができる環境づくりが求められています。

市民だれもが地域においてスポーツや文化・芸術に親しむことができ、生涯学習等の多様な活動に取り組むことをとおして、豊かな人生を送るなかで、地域の課題解決に主体的に関わっていくことができる環境づくりが求められています。

市民一人ひとりの活動や地域の活動で生まれた活力を源に、地域住民や関係団体、事業者等と共に産業の活性化を図り、まちの魅力を高めながら、訪れたいくなる、そして、住みたいくなる、にぎわいあふれるまちをめざします。

<基本的な施策>

○地域経済の活性化

さまざまな産業振興の支援とともに、市内の資源を活かした新たな産業などの創出を図り、地域経済の活性化に努めます。

○都市農業の振興

多面的機能を有する都市農地の保全に努めるとともに、農業者支援制度や市内農産物のPRを強化しながら、地産地消を推進し、都市農業の振興を図ります。

○地域力の向上

地域住民相互の連携を推進し、コミュニティ活動への参加を促すなど、地域コミュニティの活性化に努めるとともに、多世代・多文化交流や地域間交流を図り、地域力の向上に努めます。

○生涯学習の推進

あらゆる世代がスポーツや文化・芸術に親しむことができる機会や、共に学び合うことができる機会を増やし、市民一人ひとりが主体となって地域の文化の発展や多様な地域活動に活かすことができるよう、生涯学習の推進に努めます。

基本目標：安心して快適にすごせるまち

市民の生活を脅かす突然の災害など、さまざまなリスクから身を守るためには、行政による「公助」の取り組みと連携し、自分の身は自分で守る「自助」や近所の人達と助け合う「共助」による取り組みを進める必要があります。

だれもが安心して、より快適に暮らせるよう、すべての生活者・利用者の視点に立った、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインによる都市基盤づくりが求められています。

東久留米で生まれ育った人も、移り住んだ人も、このまちに愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思えるようにするためには、快適で魅力ある都市空間を創ることが必要です。

地震や台風、豪雨などによる災害に強く、だれもが安心して、快適に過ごすことができ、いつまでも住み続けたいと思えるまちをめざします。

<基本的な施策>

○安全・安心な地域づくり

市民の安全を守るため、自然災害に備えた防災対策の充実とともに交通安全対策を推進します。また、消防・防犯の関連機関や市民団体との連携などに取り組むとともに、消費者生活に関する相談や情報提供に努め、安全・安心な地域づくりを推進します。

○快適な住環境整備の推進

道路、下水道、公園などのインフラや交通環境をはじめとする都市機能の充実を図るとともに、自然環境や都市景観と調和した市街地の形成に努め、快適な住環境の整備を推進します。

基本目標：いきいきと健康に暮らせるまち

超高齢社会にあって、少子高齢化の進行はもとより、大きく変化する地域社会の機能や世帯構造を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、共に助け合うこと（地域共生社会）が必要です。

高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、医療・福祉・生活支援などが一体的に提供される仕組みづくりや社会参加を促すことが求められています。

健康寿命の延伸や生活の質（Quality Of Life）の向上を実現するためには、自分の健康は自分で維持するという自覚を市民一人ひとりに促すとともに、健康づくりを支援することが求められています。

だれもが住み慣れた地域で、いきいきと活躍し、健康で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。

<基本的な施策>

○支え合う地域福祉の推進

地域における多様な生活課題の解決に向け、地域住民等による解決を支援するとともに、関係機関等と連携した相談体制の充実や自立の促進を図り、支え合う地域福祉を推進します。

○高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で、健康的な生活を送ることができるよう支援するとともに、就労等の社会参加や地域活動に参画できる仕組みづくりを進め、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

○障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

障害者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、障害者やその家族に対する福祉サービスの提供と発達に課題のある子どもへの切れ目のない支援に努め、障害者がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

○健やかな生活を支える保健医療の推進

各種検診や健康増進のための保健事業など、健康づくりへの取り組みを推進します。また、安心して医療を受けられるよう医療機関等との連携強化を図るとともに、医療保険制度などの適正な運営に努め、健やかな生活を支える保健医療を推進します。

基本目標：子どもが豊かに成長できるまち

少子化が進む中、その原因や背景となる要因への対応を踏まえつつ、子どもたちが健やかに育っていくことができる環境や、子育てに喜びや楽しみを感じながら、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることが必要です。

子どもを取り巻く環境が変化していく中でも、子どもたちが自ら課題を発見し、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい人生や社会を切り開いていく力を身につけるとともに、東久留米の自然や産業についても学びながら、社会を支え発展させていくことができるよう、子どもたちを育成することが必要です。

安心して子どもを産み育てることができ、新しい時代を担う子どもたちが豊かな心と健やかな体を養い、人間性豊かに成長できるまちをめざします。

<基本的な施策>

○子どもを安心して産み育てられる環境づくり

子ども・子育て支援の取り組みを促進するとともに、子どもたちの健全な育成を家庭や地域、子ども・子育て支援事業者などと連携・協力を図りながら社会全体で支える体制の構築に努め、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

○子どもの未来を育む学校づくり

学校、家庭、地域や各関係機関と連携・協力を図りながら、世代を超えたさまざまな人との交流によって、児童・生徒が人間性豊かに成長し、確かな学力とともに、これからの社会を生き抜くために必要な力を身につけることができるよう、子どもの未来を育む学校づくりを進めます。

基本目標：自然と共生する環境にやさしいまち

東久留米には落合川や黒目川、立野川、南沢湧水群、南沢緑地や竹林公園等の豊かな水と緑があり、そして多様な生きものが生息しています。すべての人が、水と緑と土が一体となった生きものが生息できる環境づくりにも配慮し、自然環境を保全し、この恵み豊かな環境を次世代へ継承していくことが必要です。

市民の暮らしや自然環境に大きな影響を及ぼす地球環境問題にまち全体で対処するため、省エネルギーの徹底、資源の有効活用、ごみを出さない工夫など、市民一人ひとりの理解と行動が必要です。

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携しながら、環境への負荷が少なく、人と自然が共生することができるまちをめざします。

<基本的な施策>

○水と緑を守り育てる環境づくり

多様な生きものを育む湧水をはじめとする水辺環境や雑木林などの緑を保全し、自然とふれあうことのできる空間と機会の創出に努め、水と緑を守り育てる環境づくりを進めます。

○地球環境にやさしいくらしづくり

市民や事業者が環境への理解を深め、自発的な活動が促進されるよう環境学習を推進するとともに、市民や事業者と協力して地球温暖化対策や、環境への負荷低減に向けた取り組みを進め、地球環境にやさしいくらしづくりを進めます。

4. 基本構想実現のために

基本構想実現のために、すべての基本目標及び基本的な施策それぞれに必要なとなる基本的な取り組みを以下に示し、まちづくりを進めていきます。

協働によるまちづくりの推進

市民、地域活動団体、事業者と行政が、互いを認め合い、心を通わせながら、共通の目標に向かって知恵と力を出し合う「協働」により、常に変化し続ける地域の課題や市民等のニーズに対応していきます。協働体制を強化していくためにも、行政からの積極的かつ効果的な情報発信に努めるとともに、市民等との情報共有を図ります。

互いに尊重しあえる意識の醸成

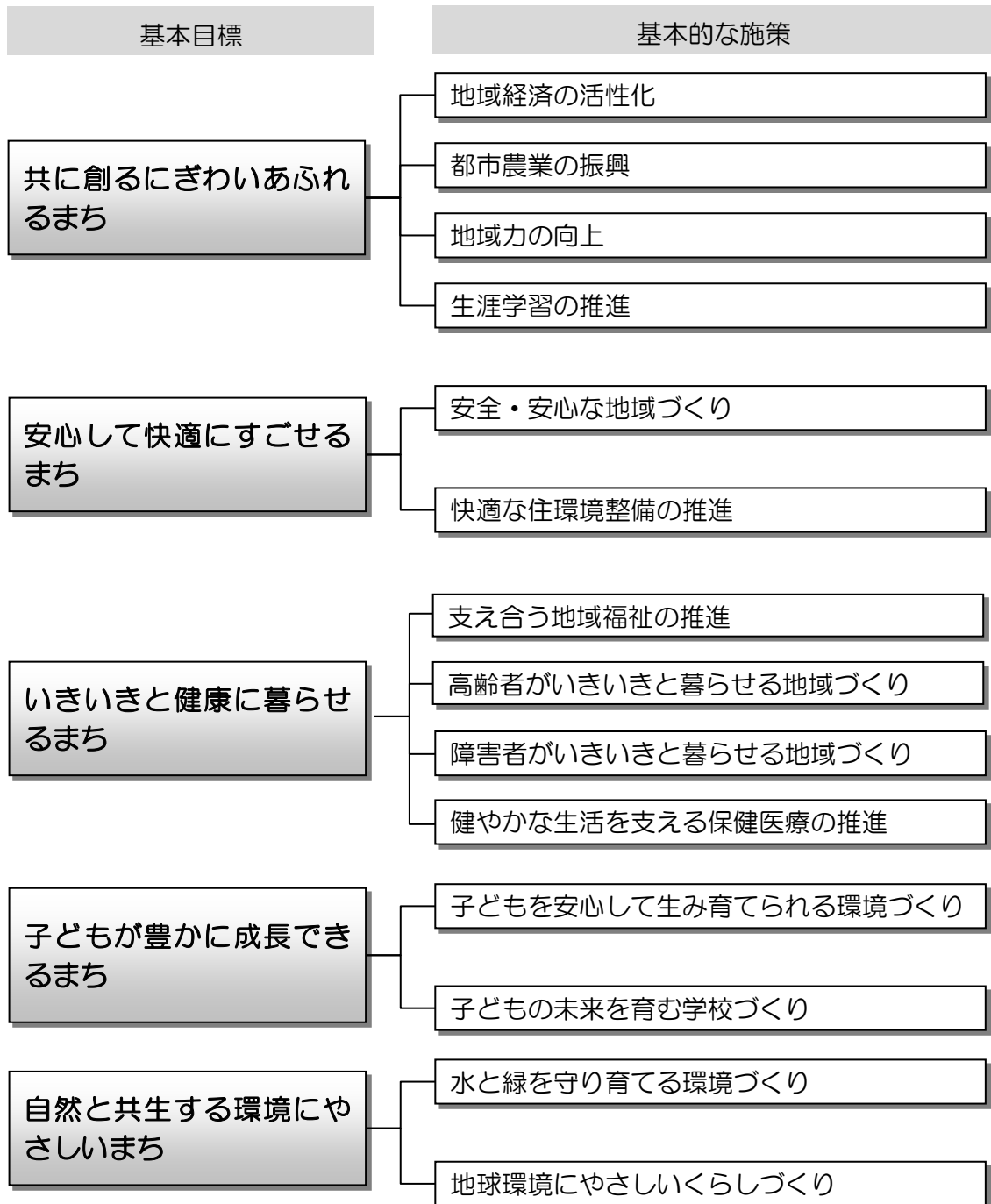
平和を尊ぶ意識を醸成し、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人がありのままであたりまえに暮らすことができるまちをつくります。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合えること（多文化共生）、そして、あらゆる分野で男女の区別なく、だれもが活躍できる社会の実現をめざします。

持続可能な行財政運営

今後、人口減少が進み社会・経済の先行きに不確実さが増す中で、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。AIやロボティクス等のいわゆる革新的技術の活用や、行政の標準化・共通化など行政事務の改善・改革に取り組むとともに、公共施設の計画的な老朽化対策や施設の統合など公共施設マネジメントを推進していきます。

複雑・高度化する行政課題への対応やスマート自治体への転換など、その社会背景に見合った人材を育成する必要があります。職員一人ひとりが、高い専門性を身につけ、企画調整能力やコミュニケーション能力などを高めながら、より一層市民の負託に応えることができる組織をめざします。

5. 基本目標の体系



※基本構想実現のために

協働によるまちづくりの推進

互いに尊重しあえる意識の醸成

持続可能な行財政運営

※施策全体に必要な基本的な取り組みとして位置付けているものです。

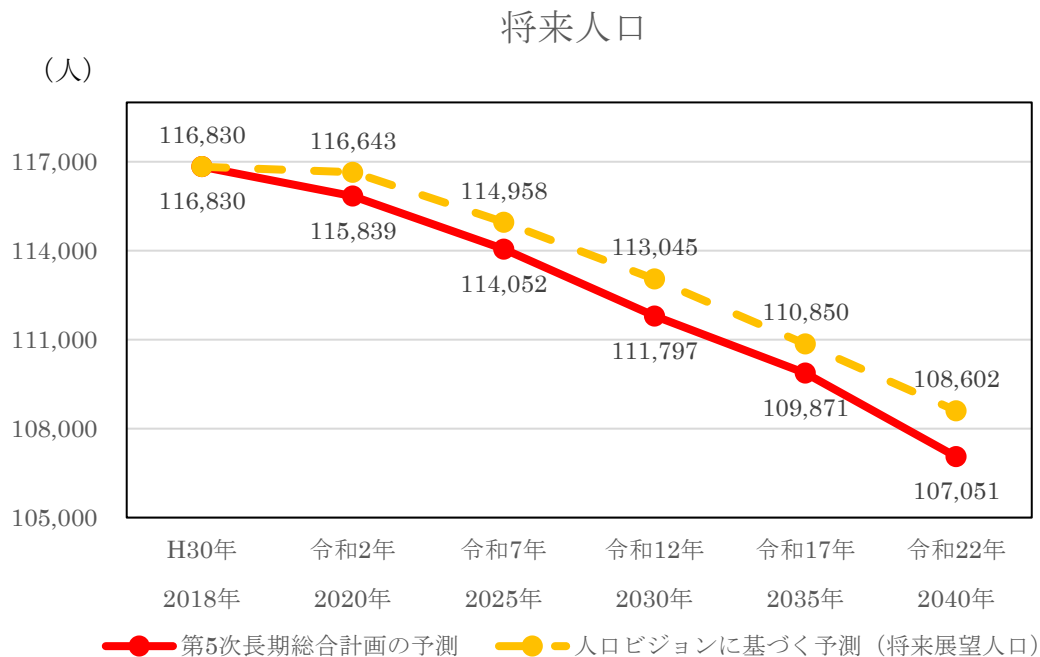
6. 将来人口と土地利用に関する方針

まちの将来像の実現に向けた施策展開の基本的条件として、将来人口及び土地利用についての方針を次のように定めます。

(1) 将来人口

第5次長期総合計画の策定に当たって行った人口推計では、平成30(2018)年以降、人口の減少が見込まれています。第5次長期総合計画の目標年次である令和12(2030)年の人口は、概ね11万2千人に、その10年後の令和22(2040)年は、概ね10万7千人になる見通しです。

また、平成27年に策定した東久留米市人口ビジョン²において、市の目標人口を算出した際の諸条件³はそのままに、基準年を平成30(2018)年として改めて推計を行ったところ、令和12(2030)年は概ね11万3千人、令和22(2040)年は概ね10万9千人という推計結果となりました。これを将来展望人口とし、人口減少の速度が緩和されるよう今後のまちづくりを展開していきます。



² 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、東久留米市における人口の現状分析や人口の将来展望を示したもの。

³ 合計特殊出生率を2030年までに1.80まで上昇させ維持していくことや若者・子育て世代の転入数を増加させている。

(2) 土地利用

土地は限られた資源であるとともに、都市空間を形成する最も基本的な要素です。

今後、人口減少・少子高齢化の進展とともに、経済活動の中心である生産年齢人口の減少が予測されています。また、昭和30年代に建設された大規模住宅団地の建替えは完了しましたが、昭和40年代に建設された大規模住宅団地が存在していることや、空き家や空き店舗なども目立ち始めています。これらの今後の動向は、都市の活性化や景観に大きな影響を及ぼすこととなります。

住みたいまち、住み続けたいまち、訪れたいまち、働きたいまちの実現をめざし、以下に示す「快適に暮らすことができる住環境の形成」、「活力を生み利便性を高める都市づくり」、「農地と雑木林の保全」に努め、都市として必要な機能がバランスよく配置されるよう市域全体を通して計画的な土地利用を推進します。

今後の土地利用については、地権者の権利を尊重しつつ、市民の参画を得ながら、都市計画マスタープランなどの計画策定を踏まえ、用途地域等の見直しなどにより、まちの将来像に相応しい土地利用を誘導します。

1) 快適に暮らすことができる住環境の形成

市民だれもが安心して快適に過ごすことができるよう、住環境や道路などの交通環境の整備を図ります。また、市民の安全を守るための対策や、自然災害に備えた防災都市基盤の整備を図ります。

2) 活力を生み利便性を高める都市づくり

持続可能な都市として発展していくため、人々がいきいきと行き交いながら、産業と経済の好循環が図られるよう、まちに活力とにぎわいをもたらす都市機能の充実を図ります。

整備された都市計画道路の沿道においては、事業所や店舗などの立地誘導を図り、その後背地は住宅地とするなどメリハリのある、利便性の高い土地利用を誘導します。

3) 農地と雑木林の保全

農地は、新鮮で安全安心な農産物を供給しているのに加え、都市の環境保全、安らぎや潤いのある景観、防災空間、教育などの多面的機能を有しています。また、雑木林も、地球温暖化の防止や大気汚染対策、ヒートアイランド対策、生物多様性の保全、循環型社会への転換などに寄与しています。これらの重要な役割を担う農地と雑木林の保全に努めるとともに、他の土地利用との共存に努めていきます。

資料編

1. 基本構想策定までの経過

(1) 東久留米市長期総合計画基本構想審議会審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成31年 2月1日	東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例について 東久留米市長期総合計画条例について 東久留米市第5次長期総合計画策定方針について 社会経済情勢の現状等の整理・分析について
第2回	3月27日	基本構想の検討の進め方について 東久留米市の現状等を示すデータについて 市民アンケート調査結果について 団体・企業アンケート調査結果について
第3回	4月24日	人口推計について 財政推計について 基本目標の検討について ・「にぎわいと活力あふれるまち」
第4回	令和元年 5月27日	基本目標の検討について ・「住みやすさを感じるまち」 ・「健康で幸せにすごせるまち」
第5回	7月1日	基本目標の検討について ・「子どもの未来と文化をはぐくむまち」 ・「地球環境にやさしいまち」
第6回	8月7日	基本目標の体系について まちの将来像について
第7回	9月20日	まちづくりの基本目標について まちの将来像について
第8回	10月10日	第5次長期総合計画基本構想中間答申（案）について
第9回	1月29日	中間答申に対する市民からのご意見 基本構想の検討
第10回	2月19日	基本構想の検討

(2) 市民意見の聴取について

開催		内容
平成30年	10月	東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員公募 (市民公募4人)
	11月	第5次長期総合計画策定に向けたアンケート調査 (調査対象者：2,000人、回収結果：653人)
	12月	団体・企業アンケート調査 (調査対象：18社・3団体、回答：17社・3団体)
令和元年	5月22日	小学生ワークショップ (会場：子どもセンターあおぞら、参加者：約60人)
	6月12日	中学生ワークショップ (会場：市庁舎、参加者：各中学校からの推薦者15人)
	7月6日	まちなかシールアンケート (会場：イトーヨーカドー東久留米店及びイオンモール東久留米店、回答：480人)
	7月7日	
	11月6日 ～ 12月27日	市ホームページ等による意見募集 (意見提出者数：7人)
	12月15日	第5次長期総合計画 市民フォーラム (会場：市民プラザホール、参加者：約80人、意見提出者数：25人)

2. 東久留米市長期総合計画条例

東久留米市長期総合計画条例

平成 30 年 3 月 30 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、東久留米市（以下「市」という。）が策定する長期総合計画（以下「総合計画」という。）について基本的な事項を定めるとともに、長期的な視点から総合的なまちづくりを行うことを明らかにし、もって総合的かつ計画的な行政運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針をいい、基本構想及び基本計画で構成する。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの基本理念等を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像、まちづくりの基本理念等を実現するための基本的な施策を体系的に取りまとめたものをいう。

(位置付け)

第 3 条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想の策定に当たっては、あらかじめ東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例（昭和 60 年東久留米市条例第 14 号）第 1 条に規定する東久留米市長期総合計画基本構想審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第 6 条 市長は、基本構想又は基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3. 東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例

昭和 60 年 4 月 1 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 東久留米市長期総合計画基本構想を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、東久留米市長期総合計画基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画基本構想の策定に関する必要な事項を調査及び審議し、答申する。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 公共的団体等の代表者

(4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画経営室において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 14 年 12 月 27 日条例第 28 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 6 月 30 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職
市民	えんどう きよみ 遠藤 清美	市民公募
	なかじ まゆみ 中路 真由美	市民公募
	みとべ けいいち 水戸部 啓一	市民公募
	やべ あきよ 矢部 晶代	市民公募
学識経験を有する者	おく まみ 奥 真美	首都大学東京都市環境学部教授 (現：東京都立大学)
	しぶい のぶかず 渋井 信和	都市計画審議会会長 元東京都総務局理事
	すぎはら ひろやす 杉原 弘恭	環境審議会会長 (学) 自由学園最高学部特任教授
	みうら ともこ 三浦 朋子	亜細亜大学法学部准教授
公共的団体等の代表者	ありが やすあき 有賀 康明	東久留米市シニアクラブ連合会 会長
	うめもと ふじこ 梅本 富士子	東久留米市自治会連合会 会長
	おおやま ひろし 大山 裕視	東京みらい農業協同組合 代表理事 専務
	きし いさお 岸 伊佐雄	東久留米市防犯協会 会長
	さいとう としゆき 斎藤 利之	東久留米市子ども・子育て会議 会長
	まつもと せいいち 松本 誠一	東久留米市社会福祉協議会 会長
	わかばやし ひろこ 若林 弘子	東久留米市商工会 副会長
市長が必要と認める者		

東久留米市第5次長期総合計画基本構想（素案）

発行／東久留米市

編集／東久留米市企画経営室企画調整課

住所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7702（直通）

FAX／042-470-7804

E-mail／kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp